

大阪府・大阪市法人関係共同受付窓口（案）

目 的	これまで府税事務所と市税事務所の2カ所へ来所する必要があった法人関係税の申告書の提出や納税証明書の請求を1カ所で行えるよう、大阪市税の法人関係の申告書等の受付窓口を、移転後の中央府税事務所の総合受付窓口に併設することにより、納税者の利便性向上を図る
業務開始日	平成25年4月10日（水）
市税窓口 業務範囲	<p>(1) 申告書等の受付 法人市民税の申告書 法人市民税の開設申告書・異動等届出書</p> <p>(2) 証明書発行 納税証明書（継続検査用軽自動車税納税証明書を含む） ※課税証明書、固定資産税評価証明書等の発行は行わない</p> <p>(3) 収納 全税目（納税相談を伴うものを除く）</p> <p>(4) 納付書再発行 全税目</p> <p>（体制） 大阪市船場法人市税事務所職員 ※業務の繁閑に応じ、常駐する担当者数は変動</p>
府税窓口 業務範囲	<p>(1) 申告書等の受付 法人府民税・事業税の申告書 法人設立等申告書・法人異動事項申告書 自動車税減免申請書等</p> <p>(2) 証明書発行 納税証明書（継続検査用自動車税納税証明書を含む）</p> <p>(3) 収納 全税目</p> <p>(4) 納付書再発行 全税目</p> <p>（体制） 窓口業務委託業者及び中央府税事務所職員</p>
設置場所	<p>大阪市中央区大手前3丁目1-43 大阪府新別館北館 地下1階 大阪府中央府税事務所内 ※レイアウトは別紙のとおり</p>
広 報	平成25年1月より順次実施